

公調委事第 90 号
令和 3 年 9 月 7 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

公害等調整委員会委員長
荒 井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和 3 年 2 月 15 日付け国不収第 77 号をもって意見照会のあった，道路事業に関して，A 収用委員会（以下「処分庁」という。）が平成 a 年 b 月 c 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する X からの審査請求について，貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果，公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は，理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は，要旨次の事由を主張して，本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 審査請求人が道路事業への協力を表明し，任意交渉での和解による解決を申し出たにもかかわらず，起業者は審査請求人との交渉を一方向的に打ち切り，補償額，残地，代替地等の最終条件提示を怠ったまま，収用手続きに踏み切った。また，審査請求人は代替地取得を希望し，起業者はそのことを認識し，「近隣の収用残地が生じるので，問題解決まで待っていてほしい」と述べたが，起業者より提案報告がなく，近隣土地収用で生じた残地の状況，詳細も不明である。
 - (2) 審査請求人が起業者に対し事実関係とその経緯の説明や話し合いによる報告周知義務（土地収用法（以下「法」という。）第 15 条の 14）を果たすよ

う求めたにもかかわらず、処分庁は、裁決申請書等が閲覧可能であることを告知するのみで、説明を促すなどの起業者に対する必要な指導をしなかった。そのため、審理における審査請求人の具体的な主張の機会が奪われた。すなわち、審査請求人が責任者帯同で任意交渉に臨むよう度々要請したにもかかわらず、起業者が一切の対応を怠り収用手続を進めた結果、審査請求人は、損失補償額やその補償額に至る算定内容詳細を全く把握できないままに審理に参加せざるを得なかった。審査請求人は、審理の際、損失補償額を知ることができたが、その補償額に至る算定内容詳細については全く把握することができなかった。審査請求人は起業者の明確な説明を求める旨複数回行われた審理の中で継続的に発言していたが、処分庁は、過去に十分な任意交渉が行われなかったことを含め、それら問題を解決することは処分庁の役割ではないとの姿勢を崩さず一切関与しなかった。そこで、審査請求人は審理において、補償内容について判断する十分な資料がそろわないため補償に関し具体的な主張ができないと繰り返したにもかかわらず、処分庁より意見がないものとして処理された。処分庁は審査請求人に補償内容を検討する時間を与えることなく意見を求め、審査請求人が十分に理解し得ないまま提出した意見書をもとに審理を進めた。

なお、審査請求人代理人は1時間程度の審理時間は理解に達する説明を受けるには短い時間であると感じたため、老齢による体調不安で審理に参加できない審査請求人本人を交えた場を改めて設けてほしい旨を申し入れたにすぎず、何らの機会、権利の行使を放棄したわけではない。

- (3) 審査請求人は、残地は残らないものと考えていたが、処分庁での審理で初めて残地が生じることが判明した。処分庁は収用手続以前に起業者が審査請求人に説明した計画に変更があったことを看過して審理を進めたため、審査請求人に十分に意見を述べる機会を与えたとは到底いえず、審理不届の違法がある。すなわち、起業者は真の事業計画の内容やその変更経緯の説明等の周知を怠っていたので、審査請求人は再三にわたり、その説明を求めたが、処分庁は当初認可以降に範囲変更はないとして審査請求人が訴えた事情や背景を考慮しなかった。仮に起業者が事業の範囲の変更申請をしていないとすると、起業者は審査請求人に対して自らが申請した事業計画の範囲とは異なる趣旨の説明を行い、その後、審査請求人に対して変更の事実報告や経緯説明等の周知を怠ったまま、収用手続に踏み切ったことになる。そのため、審理の場において、審査請求人は起業者に対し、残地と代替地について説明を求め、その回答を待っていたため、残地収用等の申立てができないとの姿勢を取らざるを得なかったが、処分庁はそういっ

た事情や背景を考慮することなく、使いみちの見当たらない形状と面積の残地を残す裁決をした。

- (4) 平成 d 年頃の計画から本件裁決申請に表示された土地の地積は大幅に減地されている。これは事業の一部廃止又は変更したために土地を収用する必要がなくなったときに該当し、起業者は、その旨を周知させるために必要な措置を講じなければならない（法第 30 条第 1 項）。ところが、起業者はこの周知義務を怠り、処分庁も起業者の周知義務を尽くしたか否かを吟味することなく、本件裁決に至った審理不尽の違法がある。
- (5) 起業者による家屋に対する補償の計算根拠詳細が不明であり、審査請求人は補償について具体的な申立てをすることができなかった。審査請求人は意見書においてリフォーム部分の再築補償費計算根拠について問い合わせたが、起業者からの回答はなかった。また、処分庁は審査請求人が現地調査への立会いに協力を表明したにもかかわらず、調査を取りやめ、家屋の内部調査は行われなかった。そのため、処分庁は起業者の補償見積を基にして裁決の補償額を決定したと思われるところ、隣家への過大な補償支払を生じさせた件もあり、裁決された家屋への補償額については多大な不信がある。起業者からは一切の変更経緯の説明がなく、補償内容に大きな変更を加えている点も非常に作為的で曖昧であり、信用ができないから、そのような曖昧な損失補償額を認定額とした処分庁の決定に対してもまた、大きな不信がある。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

- (1) まず、審査請求人は、起業者が任意交渉による解決に応じなかったことや代替地についての提案報告をしなかったことを問題としているが（上記 1 (1)）、本件裁決前の起業者との任意交渉の過程に係る事実は、法第 48 条第 1 項に規定する権利取得裁決の決定事項及び法第 49 条第 1 項に規定する明渡裁決の決定事項の内容に係るものではない。その上、資料によれば、起業者は本件裁決前に審査請求人との間で任意の交渉を行って代替地の候補地を探すなどの対応をしたものの、近隣の地権者との交渉が難航し審査請求人が希望する代替地の確保ができなかったこと、審査請求人には、その点についての説明がされていることが認められ、起業者による本件裁決の申請が信義則に反するとか権利の濫用に該当することを根拠づける事情までは認められない。したがって、審査請求人の上記主張は、本件裁決の違法又は不当の主張としては理由がなく、また、

法第 47 条に規定する裁決申請の却下事由に該当する事情も認められない。

- (2) 次に、審査請求人は、処分庁又はその会長において、審理の際に、起業者に対して補償額やその算定内容につき説明を促さず、審査請求人が検討するに足る時間を与えなかったため、審査請求人は補償額について具体的な主張ができなかったなどと主張する（上記 1 (2)）。

しかし、審理手続の進行に関しては処分庁に様々な権限が法により授与されているほか、審理手続においては当事者の手続上の権利に配慮した上で指揮権限を行使することが処分庁の会長（又は指名委員）の裁量に委ねられている（法第 64 条）。資料によれば、本件裁決の審理について、処分庁は 3 回の審理を開催し（平成 e 年 f 月 g 日、同年 h 月 i 日及び同年 j 月 k 日）、処分庁の会長は、第 1 回の審理において起業者に対し補償額等を説明するよう指示し、起業者の担当者において、裁決申請書の添付資料に基づき、収用しようとする土地を特定し、その補償額が不動産鑑定業者の鑑定評価を参考に見積もったものであることなどを説明するとともに、各回の審理において、審査請求人に対し裁決申請書等を閲覧する機会、意見書を提出する機会及び口頭で意見を述べる機会を与えたことが認められる。これに対し、資料によれば、各審理に出席した審査請求人代理人は、起業者が収用裁決の申請をしたことに不満を示し、起業者の責任者（市長）が審理期日外において審査請求人宅を訪れて審査請求人本人に補償額に関する説明、提案を行い、任意の交渉に応ずることを繰り返し求め、処分庁における審理においては、起業者による補償額等の説明がされていないなどと主張し続けたことが認められる。

以上の事実によると、処分庁における審理において、審査請求人に対し起業者による損失補償額の算定やその理由について認識し、意見を述べる機会が十分に与えられなかったとは認められないから、本件裁決における審理手続や進行について、処分庁又はその会長に審理手続にかかる権限行使の^{かし}瑕疵があったと認めることはできない（なお、審査請求人が指摘する法第 15 条の 14 は、事業認定の申請前における事業説明に関して定めた規定であり本件に適用される条文ではなく、本件裁決にあたっては上記のとおり、起業者は、処分庁における審理において補償額等につき説明を行っており、それが不十分であったことを認めることはできない。）。したがって、審査請求人の上記手続上の違法の主張は理由がなく、本件裁決に手続上の違法があるとは認められず、また、これが不当であるということもできない。

- (3) さらに、審査請求人は、起業者が審査請求人に示した事業計画に変更があったことを前提に、その変更の事実を処分庁が看過したところ、審査請求人は、その変更によって生じた残地等についての説明を待っていたために残地収用の請求等の機会を失った旨主張する（上記1(3)）。そして、審査請求人は、事業の変更について、法第30条第1項に規定する周知措置が講じられなかったとも主張する（上記1(4)）。しかし、資料によれば、都市計画事業の事業地の範囲は当初事業認可以降に変更されていないことが認められ、同項が規定する周知措置が必要となる事実は認められない。もっとも、資料によれば、起業者においては、当初認可以降において、都市計画決定された計画線の外の土地をも取得することを計画し、平成1年度において、審査請求人の土地のすべてを譲渡するよう審査請求人との間で交渉したことがあったことが認められるが、都市計画事業の事業地の範囲自体には変更がなかったことが認められる。そして、資料によれば、処分庁の審理においては、起業者の担当者による上記(2)の損失補償額の説明の際に、残地が生ずることと、残地に審査請求人の建物を移築することができないため、構外再築工法を前提とする損失補償額の算定がされたことなどが説明されたことが認められる。そうすると、審査請求人には、残地収用の請求の機会もあったことが認められるから、審理手続や進行において、処分庁やその会長の権限行使に瑕疵があった事実は認めることができない。したがって、審査請求人の上記主張は、理由がない。
- (4) 審査請求人は、リフォーム部分を含む家屋に対する補償についても計算根拠が不明であることから、具体的な主張ができなかった上、処分庁において現地調査を取りやめたことや、補償内容に変更があったことなどを補償額に対する不服の理由として主張している（上記1(5)）。しかし、建物について、構外再構築工法を前提とする損失補償（移転補償）の説明がされたことは上記(3)のとおりであり、また、資料によれば、処分庁は、現地調査を予定して、その実施日を審査請求人と打ち合わせるなどしていたが、審査請求人は、起業者との間の任意の交渉が進展することを現地調査への立会の条件としたことから、処分庁において現地調査を行うことを断念したことが認められる。そうすると、家屋に対する補償についての審理手続や進行についても、処分庁やその会長に権限行使の瑕疵は認められない。また、損失の補償額に対する不服を主張する部分については、法第132条第2項は、国土交通大臣に対する審査請求においては、損失の補償についての不服を裁決の不服の理由とすることはできないと不服理由を制限

しており、法第133条第3項が、損失補償にかかる訴えに関しては、もっぱら当事者訴訟という訴訟形式を用いて争うことを法定していることから、主張自体が失当である。

3 以上のとおりであるから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。

なお、審査庁における手続について付言するに、審査請求人は審理員に対し令和m年n月o日付けで再反論書の追加資料を提出する旨の書面を提出し、その中では、それまでの主張を繰り返す内容の主張も含まれていたところ、審理員の貴殿への審理員意見書の提出は、それから14か月以上後の令和p年q月r日に行われた。平成30年以前における同様の期間の平均が約3か月であったことに照らしても、本件のように14か月以上を要した合理的な理由はおおよそ見だし難い。行政不服審査法は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としており（同法第1条）、本件のように長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。行政不服審査の事務を遅延させることのないよう、審理手続の適切な進行管理や計画的審理の推進、審理体制の整備など改善措置を講じることが必要であると思料する。